

浜松市新型コロナウイルス感染症対応関連償還利子補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上減少など業況悪化を来している中小企業者等の資金繰りを支援するため、「静岡県経済変動対策貸付（新型コロナウイルス感染症対応枠）」制度により借り入れた資金に係る償還利子について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの交付要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「県貸付」とは、静岡県中小企業経営安定資金融資制度要綱（平成14年3月20日付け商金第500号商工労働部長通知）第3の経営安定資金の別表に規定する静岡県経済変動対策貸付（新型コロナウイルス感染症対応枠）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象は、以下の要件のすべてに該当する中小企業者等（以下「補助対象者」という。）とする。

- (1) 令和2年3月18日から令和6年3月31日までの間に県貸付の制度にのっとり貸付けを受けたもの（県貸付の融資対象者）。
- (2) 市内に主たる店舗・工場・事業所を1年以上有し、かつ、1年以上継続して当該店舗・工場・事業所において事業を営んでいるもの。
- (3) 市税を完納していること、又は市から徴収の猶予若しくは換価の猶予を受けていること。
- (4) 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税・県民税・森林環境税の特別徴収義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由があること。
- (5) 県貸付の制度にのっとり県内の他市町でこの要綱と同様の制度により補助金の交付を受けていないこと。

2 第3条の規定にかかわらず、次の者は交付の対象とすることができない。

- (1) 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

(補助額及び補助対象期間)

第4条 補助額は、県貸付の制度にのっとり貸付けを受けた資金について、補助対象者が償還した利子額とし、補助金を受けようとする者の申請に基づき交付する。ただし、返済遅延により加算された延滞利子は補助対象外とする。

2 前項に限定する償還利子補助は、県貸付の制度にのっとり貸付けを受けた日から3年間が経過する日、又は令和8年3月31日までのいずれか早い日までとし、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間（ただし、初年度のみ令和2年3月18日から令和3年3月31日までの期間とする）ごとにその期間内に償還した利子額とする。ただし、繰上返済等により発生した戻し利息は、補助額から差し引くものとする。

(補助金交付の申請手続)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、次の各項に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 浜松市新型コロナウイルス感染症対応関連償還利子補助金交付申請書及び実績報告書（第1号様式。電磁的記録を含む。以下「補助金交付申請書及び実績報告書」という。）
- (2) 金融機関が発行した、補助対象者の補助対象融資に係る返済一覧表の写し
- (3) 補助対象者の補助金交付対象期間の返済実績がわかる通帳等の写し
- (4) 浜松市に事業実態があることが確認できる書類
- (5) 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税・県民税・森林環境税特別徴収未実施理由書

(6) その他市長が必要と認めるもの

2 補助金の交付を受けようとする者は、申請の前年度に償還した利子額について、市長の定める期間に補助金の交付申請を行うものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請書を受領したときは、当該申請についてその内容を審査し、適当と認めたときは、その交付を決定するとともに、交付額を確定し、決定及び確定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により決定した補助金の交付は、補助金交付申請書及び実績報告書(第1号様式。電磁的記録を含む。)に記載された口座に振り込むことにより行うものとする。

(補助金の交付取消及び返還)

第7条 市長は、補助対象者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により償還利子補助金を受けたとき。

(2) その他市長が不適正と認めたとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年3月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和5年6月29日から施行し、令和5年度の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度から令和8年度の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和6年6月3日から施行し、令和6年度から令和8年度の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度から令和8年度の補助金に適用する。